

欧州委員会，欧州模倣品・海賊版監視部門機能を OHIM へ委託する規則案を公表

2011 年 5 月 28 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は，5月24日，欧州模倣品・海賊版監視部門として公的・私的セクターを召集することを含む知的財産権保護に関する特定の任務をOHIMへ委託する規則案を公表した。本規則案は，今後，欧州議会およびEU理事会において検討が行われることになるが，成立すれば，OHIMはこれまでの共同体商標および共同体意匠の登録業務に加えて，EUの模倣品・海賊版対策において重要な役割を有することになる。

本規則案の公表までの経緯としては，3月8日に欧州委員会が公表した欧州の商標システムの全般的機能に関する報告書において，OHIMの将来的役割として模倣品・海賊版対策を含める方向性が示され，さらに，5月24日には欧州委員会が「知的財産権のための単一市場－欧州における経済成長，高品質な雇用及び最高品質の製品及びサービスを提供するための創造性向上とイノベーション促進のために」と題するコミュニケーションを公表し，そのD.(2)（項目12）において，「欧州模倣品・海賊版監視部門は，時代変化に対応するため現在の任務を拡大する必要があるところ，専門性やリソース等の点からより持続可能な組織という観点からOHIMへ委託し，当該任務の範囲において全ての知的財産権を担当するよう委任されるべき」としていた。また，本規則案の公表に先立ち，欧州委員会とOHIMは，4月18日に基本的内容について合意していた。

本規則案の第2条第1項には，OHIMの任務の具体的内容が以下のとおり規定されている。

- (a) EU 法または EU 加盟国の国内法によって保護される，産業財産権，著作権および著作隣接権を含む知的財産権の侵害の範囲と影響の理解の促進
- (b) 知的財産権の価値の理解の促進
- (c) 知的財産権保護のための公的・私的セクターのベストプラクティスの知識の向上
- (d) 知的財産権の侵害の影響に対する市民の認識の向上
- (e) 知的財産権の権利行使に従事する人の専門知識の向上
- (f) 追跡および解明のシステムを含む模倣品および海賊版の防止と対抗のための技術的ツールの知識の向上
- (g) 知的財産権の保護に従事する EU 加盟国の機関間の知的財産権の保護に関するオンラインでの情報交換の促進と，ベネルクス知的財産庁を含む EU 加盟国の中央産業財産庁との，および，中央産業財産庁間の協力の強化
- (h) 戦略を構築し，知的財産権の保護のための技法，技能およびツールを発展させるた

めの第三国の知的財産庁との国際協力の強化

OHIM のプレスリリースにおいて、カンピーノス長官は次のように述べている。「権限を統合することによって、重複作業を回避し、登録と権利行使が効率的に実施される EU における知的財産政策のための基礎を構築することができる。それが、ユーザーが必要とする商標および意匠であり、また、ユーザーが価値を認めるものである。」

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

[Commission adopted a proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on entrusting the European Observatory on Counterfeiting and Piracy on the Office for Harmonisation in the Internal Market \(OHIM\)](#)

— OHIM によるプレスリリースは、以下参照 —

[Commission proposal on role of Observatory](#)

— 本規則案は、以下参照 —

[Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on entrusting the Office for Harmonisation in the Internal Market \(Trade Marks and Designs\) with certain tasks related to the protection of intellectual property rights, including the assembling of public and private sector representatives as a European Observatory on Counterfeiting and Piracy \(PDF\)](#)

— 欧州委員会と OHIM の合意文書は、以下参照 —

[MEMORANDUM OF UNDERSTANDING on technical cooperation and support provided by the Office for Harmonisation in the Internal Market \(OHIM\) to the European Commission to deliver the tasks of the European Observatory on Counterfeiting and Piracy in relation to the protection of trademark and design rights \(PDF\)](#)

— 本規則案に関連する過去の欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、欧州の商標システムの全般的機能に関する報告書を公表（2011年3月9日）（PDF）](#)

[欧州委員会、「知的財産権のための単一市場」に関する包括的施策を公表（2011年5月25日）（PDF）](#)

(以上)